

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年8月31日
事業者の氏名又は名称	徳島バス株式会社(法人番号4480001001730)(代表者 金原克也)
事業者の所在地	徳島県徳島市出来島本町1丁目25番地
営業所の名称	橘営業所
営業所の所在地	徳島県阿南市橘町幸野85番地
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和5年8月25日、不適切運行を端緒として監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)従業員に対し、誠実に職務を遂行するように指導監督することが効果的かつ適切に行われていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第2条第3項)</p> <p>(2)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第26条第1項)</p> <p>(3)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(4)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。